

2008 年 4 月 16 日

企業会計基準委員会

委員長 西川郁生 殿

本書状をもって、日本におけるエクソンモービルの関連会社の財務成績に対して国際会計基準(IFRS)へのコンバージェンスプロセスが与える影響について、エクソンモービルが憂慮をしていることを表明したいと思います。すでに企業会計基準委員会(ASBJ)及び日本政府機関に対しても明らかにしておりますとおり、当該プロセスの結果に関しまして、エクソンモービルは大きな関心を寄せております。ご存知の通り、エクソンモービルの日本における事業は、全世界の石油の売上高の 8%以上を占め、全世界での活動のうち重要な部分となっております。私どもの関係会社であり、東京証券取引所上場企業でもある東燃ゼネラル石油株式会社の財務上・経営上の健全性は、非常に重要な問題であります。

私どもエクソンモービルが最も憂慮しておりますことは、IFRS 基準へのコンバージェンスの一つとして、後入先出法による棚卸資産評価が廃止されることです。この廃止提案やその他のコンバージェンスに関する提案によって、それが、どのような財務的・経済的な結果をもたらすかについての十分な考慮がなされておられません。コンバージェンスに関しましては、ASBJ に加えて関係政府機関によって、あらゆる側面から同時かつ徹底的に検討されることが必要であると考えております。

日本の財務省は、税法上の取り扱いについて ASBJ による日本会計基準の変更を踏襲するものと推察できますので、現在提案されております会計基準の変更により、法人税法上も後入先出法が廃止されるものと考えております。この場合、エクソンモービルの日本の関連会社は、経営上の収益性とはまったく関連しない一時的な非金銭的利益を得ることになります。この結果、対応する現金収入を伴うことなく、同等な金銭的税金コストが発生いたします。この重大な追加的税金コストによって、私どもの関連会社の財務構造は弱体化し、全株主に対する価値も減少いたします。東燃ゼネラル石油の株主の過半数は日本人個人株主であることを注視しなければなりません。

日本以外の地域におけるエクソンモービルの経験からすると、後入先出法採用会社に対して経済的損害を発生させる方法で IFRS へのコンバージェンスを実施した事例はありません。ヨーロッパ主要数カ国では IFRS の適用範囲を連結財務諸表に限定して、非連結財務結果においては後入先出法の継続適用を認めることといたしました。少なくとも一例において、EU のある一カ国は IFRS の採用の後でも法人所得税法上後入先出法の継続適用を認める為に、税法の改正をおこなっております。アメリカでは、米国財務会計基準審議会 (FASB)

は、後入先出法の使用を例外的に認めること無く IFRS を採用することは、税務上後入先出法を保持することが提起すべき課題となると、認識しております。

上記の他国の事例とは違って、ASBJ は、後入先出法を使用している会社に対するより広範な影響を考慮することなく、会計規則という狭い視点でのみ IFRS のコンバージェンスを捉えていることは明らかなであります。繰り返しになりますが、私どもは、経済的な結果を含めてすべての関連事項を同時に考慮すべきものであると考えております。

私どもは、ASBJ も含めて日本における IFRS のコンバージェンスに関与する全ての基準策定機関が、他国の例に倣い、現在後入先出法を使用している会社に対して財務的な損害を与えない方法での IFRS と同等の棚卸資産評価方法の実施を公約することを提言いたします。エクソンモービルは、日本の関係会社とともに、現在容認されている会計上の評価方法を採用している会社に損害を与えることなく、IFRS と同等の会計基準の採用という日本の公約を達成する方法の策定を促進することを支援いたします。

エクソンモービルコーポレーション

ダウンストリームビジネスサービス兼ダウンストリームコントローラー

副社長 ゲーリー・エム・ウイード